

17 自然環境



■ 5年後のまちの姿

- ◇ 市民の多くが自然と共生し、自然の恩恵を受けて生活しています。
- ◇ 美しく豊かな山・川・海が多くの人をひきつけています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、まちの貴重な財産である豊かな自然を次世代に引き継ぐために、自然環境の保全と再生を進めるとともに、市民が自然と触れ合う機会や自然公園等の維持管理に参加する機会を提供します。また、市外の人からも胎内市の魅力を感じてもらえるようPRに努めます。

市民等は、身近な自然の魅力や自然保護の重要性を認識し、自然との触れ合いや維持管理を行う機会には積極的に参加するよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然が豊かなエリアでは、自然公園区域*や自然環境保全地域*等の指定を受けて開発行為等を制限してきました。 ● 水源のかん養や土砂災害等の防備、生活環境の保全・形成といった公益上重要な林地では、保安林の指定を受けて立木の伐採等を制限してきました。 ● 豊かな自然に親しむ市民の憩いの場を提供するため、全国植樹祭会場（胎内平周辺）や長池憩いの森公園、笹口浜臨海休養広場等の環境整備や維持管理を行ってきました。 ● 海岸部では、海岸浸食や松くい虫被害の対策を進め白砂青松の景観の保全と再生を進めてきました。 ● 市民やボランティア団体、企業と連携した緑化や自然保護活動に取り組んできました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年9月に実施した総合計画策定のための市民アンケート調査では、胎内市の暮らしやすい点として約7割の人が「豊かな自然がある」を選んでいました。 ● ハマナス等の貴重な海岸砂丘植生を擁する桃崎浜自然環境保全地域*とハンノキの自生地ミズバショウの大群落を擁する宮久自然環境保全地域*の2か所が県の自然環境保全地域*の指定を受けています。 ● 自然公園区域*とその周辺の大部分、海岸部の松林一帯が保安林の指定を受けています。 ● 青少年の森研修館や少年自然の家等の施設が自然体験や環境学習の拠点の1つとなっています。 ● 地域の公園への植樹活動やホテルの棲む水辺づくり等の活動を実施し、環境大臣賞を受賞した四季を愛する会や、地本地区の生態系の保護活動や教育普及活動等を行っているイバラトミヨ・水芭蕉の会等の活動団体、企業の森づくりに参画する複数の企業との協力関係を構築しています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園等に指定されるような豊かな自然を次世代に引き継ぐために、自然環境の保全と再生に継続して取り組む必要があります。 ● 自然環境を守り、適切に維持管理していくためには、個人で管理できない山林について、行政と地域で協議し、よりよい方策を模索していく必要があります。 ● 豊かな自然をまちの魅力として積極的に活用し、山・川・海のありがたみを感じる市民がこれを支える活動に関わるような流れを作り出すことが重要です。

(2) 施策の内容

① 豊かな自然環境の保全と再生

- ◇ 関係機関と連携して、自然公園区域*や自然環境保全地域*、保安林等の自然環境の適切な管理を推進し、貴重な動植物とその生息・生育環境の保全等を図ります。
- ◇ 白砂青松の景観の保全と再生に向けて、県や市民団体、企業と連携して防除活動や植林、下草刈り等、海岸部の適切な維持管理に取り組みます。
- ◇ 森林環境譲与税を用いて、よりよい森林環境を実現していきます。

② 自然と共生するまちづくり

- ◇ 国や県、その他の関係機関と連携して、自然公園区域*や自然環境保全地域*等に自然学習や観光にも資する散策路や観察小屋、ベンチ、トイレ等の環境整備に取り組みます。
- ◇ 自然体験施設や環境学習施設、周辺の公園の維持管理と魅力の向上を図ります。
- ◇ 河川整備の実施に併せて水辺のジョギングコースや憩いの親水空間等の自然と触れ合う場の設置を検討します。
- ◇ 関係機関と連携して山林や河川、海岸の適切な維持管理や保全施設等の整備を実施し、自然の荒廃を要因とする災害時の被害拡大を抑制します。

③ 市民・事業者・行政の協働による環境保全

- ◇ 市民やボランティア団体、企業と連携した緑化や自然保護活動に取り組みます。
- ◇ 市民による公園の環境整備や魅力づくり、環境教育・環境学習での活用を積極的に支援します。
- ◇ 豊かな自然を題材にした環境教育・環境学習を通じて、環境問題に関する情報発信と意識の啓発を図ります。

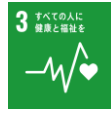
(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
森林病虫害被害本数	650本	300本
植栽および森林の保育活動面積〔累計〕	22.15ha	25.0ha



ミズバショウ

1 8 生活環境



■ 5年後のまちの姿

- ◇ 環境への負荷の少ない生活や環境影響に十分配慮された企業活動が地域内に浸透しています。
- ◇ ゼロエミッション*を目指した資源循環型社会*が実現しています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、生活環境の常時監視を行い良好な生活環境維持に努め、併せて必要な開発活動を行います。

市民等は、生活環境に対する意識を高め、ルールやマナーを守った生活、事業活動に努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 県や関係機関と連携して大気、水質、土壌、騒音の常時観測を行ってきました。 ● 特に地下水質・土壌については、過去に市内で操業する工場の敷地内において有害物質が検出され対策を講じた経緯があることから、下流の地下水、河川水、観測井戸、事業所排水の水質検査を継続的に行ってきました。 ● 公共用水域の水質保全のため、トイレおよび生活排水設備の下水道または浄化槽への接続の推進、浄化槽設置に対する補助金の交付や下水道施設の点検・修繕・更新を行ってきました。 ● 一般家庭や事業所から排出される廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ってきました。また、廃棄物の減量や資源化に向けて、指定ごみ袋の導入や資源ごみの分別・収集、資源ごみ回収に対する奨励金の交付や生ごみ処理器（コンポスト）の設置に対して助成してきました。 ● 市民や市内事業所との協働による身近な環境の美化を推進しているほか、海岸や河川等の環境パトロールを実施して不法投棄や野外焼却の防止に努めてきました。 ● 増加する空き地や空き家が市街地環境に悪影響を及ぼすことがないように、「胎内市空き家対策計画」に基づき対応を進めてきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染や騒音については、環境基準が達成されています。 ● 胎内市の汚水処理人口普及率*はほぼ 100%を達成し、家庭排水の水洗化工事は常に可能になっています。 ● 下水処理場にし尿及び浄化槽汚泥を処理するための施設を付加し、長期的かつ安全に汚水を処理する体制が整っています。 ● 使用済み小型家電の回収場所を新たに設置する等リサイクルを推進しており、ごみ収集量は、事業系ごみ、家庭系ごみともに微減の傾向にあります。 ● 老朽危険空き家の解体がなされる一方で、空き家の総数は年々増加しています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活での騒音・振動・悪臭は人によって感じ方に違いがありますが、実際に野焼き等の不法焼却や畜産による悪臭が発生しているとの報告もあることから、良好な生活環境を確保するための対策が必要です。 ● 水質・土壌の改善に向けて、事業者に対する監視・指導体制の強化はもちろんのこと、市民に対しては生活排水等の対策推進を含め、環境問題への意識の高揚を図ることが重要であり、市民や事業所への啓発活動を進めることが必要です。 ● 環境保全のため、公共下水道や農業集落排水への接続推進等を行うことが必要です。 ● 下水道施設の維持管理費削減のため、市内施設同士の統合や施設の広域化・共同化を進めることが必要です。 ● 市民・事業所からのごみの分別の徹底や、プラスチックの資源循環や食品ロスの減量化に向けた意識啓発を図るなど、排出ごみの削減対策を行う必要があります。 ● 管理不全な空き家・空き地の増加に伴い、不法投棄、不法侵入および放火のおそれが高まる等、防犯・防災機能の低下や衛生環境の悪化が懸念されることから、対策が必要です。

(2) 施策の内容

① 快適な生活環境の保全

- ◇ 畜産事業所等からの臭気の低減策を促すとともに、築地・乙地区の地域環境衛生協議会等と連携して臭気低減に取り組みます。
- ◇ 県や関係機関と連携して大気汚染物質の排出にかかる監視等を継続して実施します。

② 廃棄物の減量化、資源化の推進

- ◇ 関係市町村と協力した廃棄物の適正処理を継続するとともに、5R*を理念としたごみの減量資源化に向けて市民等への啓発を一層推進します。
- ◇ ごみ回収時の市民の負担軽減のため、ごみステーションの設置箇所の拡大を図ります。

③ きれいで安全な水環境の再生

- ◇ 県や関係機関と連携して新たな汚染の防止に向けた事業所等への監督・指導を実施します。
- ◇ 下水道への接続と正しい利用に関する啓発を進めるとともに、補助制度等の活用をPRし、接続率の向上を図ります。

④ 環境美化活動の推進

- ◇ 胎内市住みよい郷土づくり協議会や地域の子ども会、老人クラブ、各集落や胎内市社会福祉協議会等との協働によりクリーン作戦やパトロールの実施、不法投棄防止看板の設置を推進します。
- ◇ 廃屋や荒地をできるだけ発生させないように、空き地や空き家を早期に発見し、空家等対策推進に関する特別措置法および関係条例に基づく対策を実施します。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
畜産臭気規制値を超過した事業場の割合	38%	0%
一人当たりごみ排出量（一般家庭）	701g/人・日	666g/人・日
下水道接続率	76.7%	81.5%
老朽危険空き家数	59軒	55軒



小中学生による村松浜のクリーン作戦の様子

19 地球温暖化対策



■ 5年後のまちの姿

◇ 地域において省エネルギーの推進と併せて、再生可能エネルギー*の導入等が図られ、地球温暖化対策が進められています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、地域特性を生かした地球温暖化対策に率先して取り組むとともに、市民等への啓発を行います。

市民等は、地球温暖化を自分には関係ない問題と捉えることなく、家庭でできる節電等の身近な取組から地球温暖化対策を積極的に実践するよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の事務・事業によって発生する温室効果ガスを抑制するため「地球温暖化防止実行計画」で削減目標を定め、地球温暖化防止に率先して取り組んできました。 ● 省エネルギーの取組と再生可能エネルギー*の利活用を推進するため、省エネ型設備等の導入や住宅用太陽光発電システムに対する補助を行ってきました。 ● 緑化や森林整備を通じて森林が持つ CO₂ の吸収や緑のカーテン*による省エネ対策を図ってきました。 ● 住みよい郷土づくり協議会やボランティア団体等と連携し、市民や企業に対して地球温暖化対策の普及啓発を進めてきました。 ● 洋上風力発電の誘致促進に向けて、新潟県洋上風力発電導入研究会に参加して、利害関係者との合意形成に向けた協議や市民の理解醸成につながる取組を進めてきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 温室効果ガス削減のため、庁舎やその他の公共施設の使用エネルギー量調査を行い、1年に1回、点検を実施しています。 ● 水源かん養機能や土砂災害等の防備といった公益上重要な林地では、保安林の指定を受けて立木の伐採の制限や必要な間伐により適正管理を進めています。 ● 令和3年に「胎内市・村上市沖」が、「早期に再エネ海域利用法*に基づく促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進めるべき有望な区域」として選定されています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ型設備等の導入促進や環境産業の育成、市民や企業に対する普及啓発といった取組を継続して実施していく必要があります。 ● 庁舎・公共施設・学校等への太陽光発電・風力発電等の導入の検討、道路・公園等への太陽電池・風力ハイブリッド照明灯の設置の検討、電気自動車・低燃費車の導入促進といった新たな対策に率先して取り組むことが重要です。 ● 再生可能エネルギー*分野は、地球温暖化対策だけでなく、エネルギーの自給、雇用の創出といった地域経済にとってもプラスの効果が期待できることから、効果的な施策を進めていくことが必要です。 ● 2050年までに温室効果ガスの排出量を削減し、「ゼロカーボンシティ」を実現させるため、計画的に各種施策に取り組む必要があります。 ● 「胎内市・村上市沖」への洋上風力発電の立地に向けた利害関係者との合意形成や市民の理解醸成に資する取組を継続して実施していく必要があります。

(2) 施策の内容

① 行政が率先する地球温暖化対策

- ◇ クールビズ・ウォームビズ等を継続して実施するとともに、既存の取組の評価・改善を踏まえた新しい地球温暖化対策に取り組みます。
- ◇ 公共施設や公用車については、電力消費・燃料消費等の長期モニタリング結果に基づいて、改修や更新にあわせた環境対策の実施、環境マネジメントシステム*の導入等を検討します。
- ◇ 学校については、地球温暖化にも抑止効果が認められているフィフティ・フィフティ制度*等の導入を検討します。

② 再生可能エネルギー*事業の促進

- ◇ 住宅に対する再生可能エネルギー*・省エネルギー設備等の導入に対する支援に継続して取り組みます。
- ◇ 各府省庁の補助金や税制優遇をはじめとした再生可能エネルギー*の導入推進に関する種々の支援施策および制度について、市民等への情報の配信を行います。
- ◇ 地域資産を有効利用している現存の水力発電の安定運営を図るとともに、先端技術を持った企業等と連携して、各種再生可能エネルギー*の導入について検討します。
- ◇ 洋上風力発電施設の誘致の促進を図り、発電施設の早期完成に向けて取り組みます。

③ 低炭素型まちづくりの促進

- ◇ 家庭からできる省エネルギー対策の推進、自転車の利用促進、エコドライブの普及活動、街路灯の高効率照明化の促進、電気自動車導入促進等の様々な対策について、市民、事業所、行政が一体となって取り組むことができるネットワークを構築します。
- ◇ より多くの市民が緑のカーテン*等の身近な省エネ活動等をはじめとする地球温暖化防止対策に取り組むことを促すため、省エネ・地球温暖化に関する意識調査を実施するとともに、連携・協働の仕組みづくりを検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
温室効果ガス年間総排出量（市内全域）	306 千 t-CO ₂	301 千 t-CO ₂
市営施設「鹿ノ俣発電所」の発電量〔年間〕	4,999千KWh	4,999千KWh
間伐実施面積	11.1ha	30.0ha



市役所本庁舎の緑のカーテン*

20 居住環境



■ 5年後のまちの姿

- ◇ ネットワークや便利な移動手段が確保されて市民の日常生活が活発になされるとともに、高齢者や子どもが気軽に利用できる公共施設等を核にしてまちなかに人が集っています。
- ◇ 魅力あるたたずまいや景観の住環境整備がまちの資産となっています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、機能的で文化的な市街地を形成するため、土地利用の調整や必要な施設の整備、良好な住宅や住宅地の供給誘導等を行います。

市民等は、公園はもちろん個々の住宅を含めた居住環境が市民の共有の財産であるという意識を持って、景観を含めた住環境の整備等に協力します。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 23 年度に策定した胎内市都市計画マスタープラン*に基づき、コンパクトで自然環境と調和した市街地を形成するため、市域を市街地ゾーン、田園集落ゾーン、農業環境保全ゾーン、自然環境保全ゾーンの4つのゾーンに区分し、中条駅の周辺を含む市街地ゾーンにおいて商工業や医療機関等の各種都市機能の利便性の向上を図ってきました。 ● 豊かな居住環境の形成を目指して、公園の整備と維持管理を行ってきました。 ● 社会福祉の増進等を目指して、公営住宅の供給を行ってきました。 ● 新規の住宅建設や良質な住宅ストック*形成を目指して、市内の金融機関を通じた宅地購入や住宅建設資金の貸付と既存住宅のリフォーム費用の補助を実施してきました。 ● 水道の安全で安定した供給のため、水道施設の整備と維持管理を行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な都市機能は中条駅の周辺に指定した用途地域の区域内に立地していますが、一方で区域内やその周辺には空き地や大規模な未利用地も多く存在しています。 ● 土地区画整理事業等による基盤整備の実施と併せ、交通結節点*となる中条駅と一体的なまちづくりを進めています。 ● 市内には都市公園が7か所あり、目標としていた1人当たり公園面積 10 m² (都市公園法の標準) を達成したため、近年は維持管理を中心とした整備・点検が主となっています。 ● 令和3年8月時点では市内の公営住宅は445戸となっています。公営住宅の入居希望者は減少しているものの、単身高齢者やひとり親世帯の入居希望者が多い傾向にあります。 ● 上水道は計画区域内の敷設整備が完了し、簡易水道と専用水道を加えた普及率は約98%となっており、自家用井戸を使用する一部の地域を除いてほぼ充足している状況です。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少によるサービス水準の低下や低密度化による賑わいや防犯性の低下によって、居住環境の低下の発生が懸念されることから、コンパクトなまちづくりを促進していくことが必要です。 ● 市内の空き地や空き家は今後更に増加することが予想されることから、空き家の有効活用を図る取組を推進することが求められます。 ● 面積としては目標を達成した公園整備ですが、「子どもの身近な遊び場が足りない」という声もあることから、公園遊具等の経年劣化に対応した修繕を進め、施設の利用促進を図りながら、こうした声に応える対策を検討する必要があります。 ● 令和2年度に改定した胎内市公営住宅等長寿命化計画をもとに計画的な修繕や施設の廃止をしながら、市内で住宅に困窮している方に住宅を提供できるように努める必要があります。 ● 水道施設については、安全な飲料水の供給を継続できるよう、必要な財源を確保しながら計画的に施設の更新等を進めていく必要があります。

(2) 施策の内容

① ネットワーク型コンパクトシティ*の実現

- ◇ 主要な公共施設等を核として都市機能の確保と集約化を進めるとともに、公共交通機関であるのれんす号を利用した周辺地域との連絡を継続し、安心・快適に暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。
- ◇ 将来において持続可能なまちを目指し、都市計画マスタープラン*の修正や都市計画道路の見直しを検討します。

② 緑や公園に恵まれた美しい住環境の形成

- ◇ 市民が利用したいと思う公園づくりのため、地域住民等との協働により既存の公園の維持管理や施設の修繕、改良等を進めます。
- ◇ 市民による地域の緑化活動や緑を守る活動を支援するため、活動費の助成を検討します。
- ◇ 市民参加による特色のあるまちづくりを推進するとともに、豊かな自然や歴史的建造物を活用し、良好な景観の形成を目指す景観計画*の策定について検討します。

③ 定住・転入を促進する優良な住宅の確保

- ◇ UJI ターン*等の移住定住を促進するため、公営住宅や空き家等を活用して受け皿となる優良な住宅を確保するとともに、お試し居住*等を活用します。
- ◇ 中条駅西口周辺やその他の大規模未利用地における民間住宅開発の誘導を促進します。
- ◇ 空き家バンク*を通じて優良な空き家の流通と有効活用を促進します。
- ◇ 公営住宅の維持管理を適切に行って、高い入居率の維持と施設の長寿命化を図ります。

④ 安定した水供給の確保

- ◇ 水道施設の更新や長寿命化対策を計画的に実施し、水道水の安定供給と耐震性の向上を図ります。
- ◇ 将来にわたって安定的に事業を運営していくため、施設の更新や長寿命化と併せて事業の効率化や合理化、民間的経営手法の導入等について検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
空き家バンク*制度による売買成約数〔年間〕	1件	5件

2 1 地域交通

■ 5年後のまちの姿

- ◇ 道路網の整備と交通手段の確保により、誰もが行きたい所へ気軽に移動できるまちになっています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、市内における円滑で快適な移動を担保するため、道路交通基盤の整備や維持管理、公共交通の確保に努めます。

市民等は、交通ルールやマナーを守るとともに、道路の維持管理や公共交通機関の利用に積極的に協力します。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣市町村と連携して日本海東北自動車道の早期整備を要望してきました。 ● 市の玄関口となる中条駅の利便性向上と周辺道路の混雑解消を図るため、東西自由通路の建設や橋上駅舎の整備、駅前広場や周辺アクセス道路の整備を行う中条駅西口周辺整備を進めてきました。 ● 交付金等を活用して舗装工事や歩道設置等の道路改良を進め、良好な道路状況の維持と交通弱者の安全確保等に努めるとともに、橋梁の点検や修繕も実施してきました。 ● 冬期間の安全で円滑な移動を確保するため、除雪計画に基づく市道の機械除雪を行っているほか、地域からの要望に応じて消雪パイプの設置を進めてきました。 ● 市民の生活を支える公共交通を守るため、平成 21 年 4 月から特定のルートや停留所に縛られないデマンドタクシー*のれんす号の運行を開始し、要望等を踏まえた増便等の対応を行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 21 年に日本海東北自動車道の中条 IC から荒川胎内 IC の市内区間が、平成 22 年に荒川胎内 IC 以北が開通し、自動車交通の利便性が向上しています。 ● 中条駅西口周辺整備の完成後、東西地域の一体化と回遊性あるまちづくりを進めています。 ● 昭和 40 年代に整備された橋梁が多く、老朽化が進んでいることから危険度の高い橋梁を補修します。 ● のれんす号は、令和 2 年度において、1 日平均 124 人の利用となっており、令和元年度以降、利用者が減少傾向にあり、利便性の向上が課題となっています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の通勤・通学の利便性向上等のため、広域交通ネットワークへのアクセス向上が必要です。 ● 道路や橋梁の老朽化が進行していることから、財源の確保を含め計画的に維持管理していく必要があります。 ● 道路の除雪については、地域の不満が強く、既設消雪パイプの老朽化も進行していることから、地域の理解を得ながら計画的に対策を進める必要があります。 ● のれんす号については、利用者の減少及び国庫補助の減額傾向により、更なる利用促進等を進めて安定した財源を確保する必要があります。

(2) 施策の内容

① 広域交通の利便性の向上

- ◇ 中条駅西口周辺整備により完成した東西自由通路や付帯施設の運営、維持管理に当たっては、学生等の日常的な駅利用者だけでなく、遠方から胎内市を訪れる観光客にも対応できるよう公共交通事業者等と連携して事業を進めます。
- ◇ 周辺市町村と連携して JR 東日本に対し、列車運行の継続・拡充を要請していきます。

② 安全で快適な道路ネットワークの整備

- ◇ 平時の利用状況や防災上の重要性等を考慮して市道の整備・改良・維持管理を計画的に行います。
- ◇ 国や県に対して国道・県道や橋梁の整備・改良・維持管理が適切に行われるよう働きかけていきます。

③ 冬期の移動を確保する除排雪の実施

- ◇ 除雪車による道路除雪を状況に応じ速やかに行います。
- ◇ 消雪パイプの老朽化対策および集落協働作業の支援等地域の実情に応じて取り組みます。

④ 地域公共交通の利便性の向上と持続可能性の確保

- ◇ のれんす号の利便性向上に努め、利用者の増加を図ります。
- ◇ スクールバスによる登下校、高齢者の外出支援や介護施設への送迎その他の交通手段との連携の方策を検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
市道の道路改良率	60.79%	61.43%
のれんす号の延べ利用者数〔年間〕	44,724人	57,000人



中条駅西口

22 防災・減災



■ 5年後のまちの姿

- ◇ 「自助*」「共助*」「公助*」の連携によって災害から市民の尊い命が守られています。
- ◇ 被害を最小限に食い止め、迅速な復興を実現する体制が整っています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、災害発生時には救助・救援・復旧活動に全力で取り組むとともに、市民の命を守ることを最優先に防災・減災に向けた事前の対策を講じます。

市民等は、自分の命は自分で守る（自助*）、自分達の地域は自分達で守る（共助*）意識を持ち、災害発生時に取るべき行動の理解と事前の準備・対策に努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会・集落を中心とした自主防災組織*の設立数は、平成27年度の82組織から、令和2年度には117組織となり、防災・減災における地域ぐるみの協力体制が進みました。 ● 消防体制の強化については、消防団員の確保や小型ポンプ等の配備を進めたほか、消火栓や防火水槽等の消防水利*の新規設置や補修等も実施してきました。 ● 県や関係課と連携して風水害対策や土砂災害対策を実施してきました。 ● 地震時に建築物の倒壊から市民の生命や財産を守るため、公共施設の耐震化を進めるとともに、木造住宅に対する耐震診断・耐震改修の費用を助成して耐震化を促進してきました。 ● 災害時等の素早く適切な情報提供のために防災行政無線*システムを整備しました。また、防犯情報や防災情報などを登録者に電子メールで配信する「防犯・防災メール*」を運用してきました。 ● 令和3年3月に改訂版防災ガイドブックを作成し、全戸配布を行いました。 ● 避難所において、新型コロナウイルス感染症対策に必要な消耗品等を整備しました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織*による防災訓練の実施件数が増加している一方、活動実績に乏しい組織もあります。また、世帯減や高齢化等による防災力の低下が懸念されています。 ● 東日本大震災のような大規模災害時の「公助*の限界」が明らかになる中、近年は、毎年のように日本各地で記録的な豪雨による浸水被害や土砂災害が起きており、それらを想定した対応や警戒が求められています。 ● 消防団の新入団員の減少や高齢等を理由とする退団等により、団員の確保が困難な状況が続いていることから、組織の再編、団員の負担軽減、処遇改善等を順次進めています。 ● 無料耐震診断は年間10件弱の実績があるものの、耐震改修した実績はありません。 ● 防災行政無線*システムは、運用開始から10年経過し、更新時期を迎えています。更新に当たっては、昨今の情報伝達手段の多様化に対応していくことが求められています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災・減災の3要素である「自助*」「共助*」「公助*」の強化に向けた取組が必要です。特に共助*の要である自主防災組織*は、災害時のみならず、平常時から顔の見える関係を築いておくことが重要です。 ● 県内では、中越地震や中越沖地震等大地震によって多くの家屋の倒壊が発生していることから、耐震診断・耐震改修の実績を引き上げる必要があります。 ● 東日本大震災や近年の浸水被害、土砂災害を教訓として、適切な情報提供と安全な避難の誘導を行う体制づくりを進めます。特に避難行動要支援者*の一人一人の個別避難計画*の作成は、関係者と連携しながら確実に進めていく必要があります。

(2) 施策の内容

① 地域との協働による総合的な防災対策

- ◇ 大規模自然災害等の発生に備えて、市や関係機関が取り組むべき内容を明確にする地域防災計画*、国土強靱化地域計画*等を随時見直し、計画的に必要な対策を推進します。
- ◇ 共助*を担う地域の防災体制の強化を図るため、自主防災組織*の立ち上げの促進、防災拠点・避難所の機能の点検、防災訓練等を推進します。
- ◇ 自主防災組織*、学校・保育園・認定こども園*、福祉施設等と連携して、避難行動要支援者*の個別避難計画*の作成を進め、避難を支える体制の構築を図ります。
- ◇ 自助*、共助*の取組を促進するため、各種災害に関する危険箇所や基本的な対策を周知する防災ガイドブックのPRや、地域や学校と連携した防災教育の実施等を推進します。

② 消防・救急体制の強化

- ◇ 火災等の災害や救急時の体制強化に向けて、市内企業等の理解を得ながら消防団員の加入促進を図るとともに、団員の処遇改善を図ります。また、地域の実態に応じた組織再編を進めます。
- ◇ 近隣市町村と協力して、救急・消防体制の維持を図ります。
- ◇ 消防水利*の確保や住宅用火災警報器の設置等を推進します。

③ 命を守る耐震改修の促進

- ◇ 耐震診断・耐震改修を促進するため、支援制度のPRに取り組むとともに、部分改修や耐震シェルター*の設置といった負担の少ない対策まで支援を拡大することを検討します。

④ 土砂災害や風水害対策等の推進

- ◇ 関係者と連携して山林の適正管理、防風林の育成や護岸の改修、河床の掘削等に計画的に取り組めます。
- ◇ 台風やゲリラ豪雨などによる浸水被害を軽減するため、市内各地に土のうの配備を進めます。併せて、自主防災組織*と消防団の連携強化を図ります。
- ◇ ハザードマップ*等を基に、特に災害発生リスクが高い場所について土砂対策施設の整備や排水ポンプの拡充等緊急的な対応を検討します。

⑤ 適切な情報提供による安全な避難の誘導

- ◇ 災害情報の重要な提供手段である防災行政無線*システムの更新に当たっては、現行システムの構成を生かしつつも、胎内市にとって最適なシステム方式の採用を検討します。また、防犯・防災メール*の登録拡大を推進します。
- ◇ これから起こるかもしれない災害に対し、家族構成や地域環境に合わせて、あらかじめ時系列で自分自身の行動計画を整理する「マイ・タイムライン*」の作成は、いざという時に避難に役立つことから、啓発・推進していきます。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
自治会・集落で自主防災組織*を立ち上げた数〔累計〕	117組織	136組織
木造住宅における耐震改修実施数〔累計〕	0件	2件
防犯・防災メール*登録件数	2,935件	4,000件

2 3 交通安全・防犯



■ 5年後のまちの姿

- ◇ 事故や犯罪を防止するハード面の取組とともに、子どもから高齢者までの幅広い市民がお互いに声を掛け合うことで、より安心して暮らせるまちになります。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、関係者と連携した防犯体制の強化と事故や犯罪が発生しにくい環境整備を進めます。市民等は、事故や犯罪を防止するため、地域での見守り・声掛けに積極的に協力します。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通危険箇所を減らすため、路面標示、カーブミラーの設置や道路区画線の補修等の交通安全施設の整備・拡充を進めてきました。 ● 交通事故の防止や被害拡大の防止という観点から、高齢者の運転免許証返納の促進やチャイルドシート購入費の補助等を実施してきました。 ● 交通安全指導員を中心に子どもや高齢者に対する交通安全教室を開催して交通ルールやマナーの周知徹底を図ってきました。 ● 行政と自治会・集落、ボランティア組織、事業者等の連携を定めた「胎内市安全・安心なまちづくり条例」に基づき、胎内警察署や胎内市防犯組合連合会、胎内市子どもを見守りタイ等と連携して、市内全域で防犯パトロール等の防犯活動を展開してきました。 ● 夜間の犯罪発生を抑制するため、電気代の削減のほか長寿命であり、二酸化炭素排出量が削減できるLED*防犯灯への取り替えを進めてきました。 ● 製品の欠陥や不当な取引等の消費者被害から市民を守るため、司法書士による月1回の無料相談会や消費者行政に関する啓発チラシの全戸配布を行ってきました。 ● 通話録音装置の設置を希望する一人暮らし高齢者等へ貸与してきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全施設の整備を行ったことで危険箇所が減少し、交通事故発生件数は減少傾向にあります。 ● 集落・自治会による防犯灯のLED*化率が、令和2年度末で91.8%となり、9割以上の切替えが進んだことから、自治会・集落が負担するLED*防犯灯の電気料金補助の制度化の検討を進めます。 ● もともと県内でも犯罪発生率が低い地域ですが、犯罪件数は近年更に減少しています。 ● 災害や犯罪の発生に対する防犯情報等を登録者に電子メールで配信する防犯・防災メール*の登録件数は、平成28年10月末の1,711件から令和3年3月末には2,935件へと、年々増加しています。 ● 司法書士による無料相談会の参加者数は、令和2年度で7人です。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通事故件数や犯罪件数は減少していますが、高齢者数の増加に伴って高齢者の関わる交通事故、特殊詐欺*や悪質な訪問販売等が増加するおそれがあることから、関係機関が連携した対策が必要です。 ● 交通危険箇所については、庁内関係部署で通学路の安全点検を実施した結果、多くの改善要望が出てきており、ソフト・ハードの両面から一層の対策が必要です。 ● 多くの自治会・集落は、世帯減や高齢化が進んでいることから、地域と関係者の連携・協力による防犯活動を進めていく必要があります。

(2) 施策の内容

① 交通安全対策の推進

- ◇ 路面標示、カーブミラーの設置や道路区画線の補修等の交通危険箇所を対象にした安全対策を推進します。
- ◇ 子どもや高齢者をはじめとする歩行者等の安全確保のため、交通安全教育の実施、学校や地域との協働による見守り活動および歩道の整備等の対策に取り組みます。
- ◇ 運転に不安を覚える高齢者の運転免許証の自主返納を促進するため、制度のPRに努めます。

② 地域等と連携した犯罪被害の抑制

- ◇ 地域の見守り活動や関係者と連携した防犯パトロール等の防犯活動の拡充を図ります。また、防犯・防災メール*等による防犯情報等の提供により、振り込め詐欺等を未然に防ぎます。
- ◇ 商店、銀行や郵便局等の事業所と協力関係を構築し、異変発見や特殊詐欺*被害の防止に向けたネットワークづくり等に取り組みます。
- ◇ LED*防犯灯の新設・切り替え等を推進するとともに、LED*防犯灯の電気料補助の開始に向けた検討を進めます。また、中条駅や公共施設など、不特定多数の人が集まる場所への防犯カメラの設置についても検討していきます。
- ◇ インターネット等による詐欺や犯罪に巻き込まれたり、トラブルを引き起こしたりすることがないように、関係機関と連携して啓発に努めます。

③ 消費者相談の実施

- ◇ 消費者団体等の関係機関と連携して、多様化する悪質商法等に対応する消費生活相談や多重債務相談を行うとともに、被害防止に向けた啓発に取り組みます。
- ◇ 特に高齢者を対象にした消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図るため、身近な地域で出前講座に取り組みます。

(3) 成果指標

指標	現状	最終目標 (令和8年度)
市内で発生した交通死亡事故件数〔年間〕	0件	0件
防犯・防災メール*登録件数〔再掲〕	2,935件	4,000件
消費者トラブル相談会開催数〔年間〕	2回	2回



交通安全教室の様子